

国住指第3021号  
平成18年2月28日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

あと施工アンカー、炭素繊維、アラミド繊維等に関する  
許容応力度及び材料強度の指定について（技術的助言）

構造計算書偽装問題に関して、偽造物件の所有者等において違反是正のための改修工事等が検討されているところであるが、この度、改修工法の選択の幅が広がるよう、本日付で平成13年国土交通省告示第1024号の一部を改正し、既存建築物に対する改修工事について、あと施工アンカー、炭素繊維、アラミド繊維等に関する許容応力度及び材料強度を指定できるようにしたので通知する（別添官報参照）。

今後、本改正告示に基づく許容応力度及び材料強度の指定について、各製造メーカー等の指定申請に応じて行うこととする。これらの材料を用いた設計・施工上の品質管理に当たっては安全性確保のため十分な配慮が必要であることから、許容応力度及び材料強度の指定に当たり個別に設計・施工上の条件を付す予定であるので、これに基づき適切な設計・施工がなされるよう留意されたい。

また、現在、これらの材料を用いた一般的な設計・施工上の条件として、（仮称）あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針を作成中であり、追って当方より通知する予定であることを申し添える。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知されたい。



